

令和5年3月30日

保護者様

武蔵村山市教育委員会

季節性インフルエンザの治癒証明書について

平素より、本市の教育行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

お子様が季節性のインフルエンザにかかった場合、療養期間終了後学校に登校する際は治癒証明書の提出が必要でしたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療のひっ迫を回避するため、令和5年度も令和4年度に引き続き、下記のとおり提出の必要がなくなりましたのでお知らせします。

記

1 提出不要期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

2 その他

季節性インフルエンザの登校停止期間の基準は、発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでとなっています。保護者様で登校停止期間の把握をお願いします。

登校停止期間に関しては、下表を参考にしてください。

		発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

例1) 12月8日に発熱し、12月9日に解熱した場合→12月14日から登校可能

(問合せ先)

武蔵村山市教育委員会教育総務課学事係

TEL : 042-565-1111(内線 426)